

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第六号

埼玉県下水道局職員倫理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県下水道局職員倫理規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員倫理規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第二号中「下水道管理課長」の下に「、下水道事業課長」を加え、同項第三号中「下水道管理課長」を「所属する課の課長」に改める。

附 則

この規定は、平成二十八年四月一日から施行する。